

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和 7 年 9 月 29 日

(契約責任者) 株式会社高速道路総合技術研究所

代表取締役社長 小笹 浩司

1. 業務概要

(1) 件名

令和 7 年度 高速道路緑地の CO2 固定量評価に関する調査試験

(2) 業務箇所

滋賀県湖南市西寺 1 - 1 - 1

株式会社高速道路総合技術研究所 緑化技術センター 他

(3) 契約方式

本業務は基本契約を締結することを条件とする。

なお、基本契約の有効期限は令和 10 年 11 月 30 日とする。

(4) 業務内容

本業務は、高速道路緑地の脱炭素化への貢献を定量的に示すため、高速道路緑地における二酸化炭素固定量の評価手法を検討及び確立することを目的とするものである。

このため、樹林管理による樹木の二酸化炭素蓄積量の変動を簡易に把握するための 3 次元レーザを活用した地上部バイオマス（幹・枝・葉）の計測技術に関する調査試験及び緑地の土壌に蓄積された二酸化炭素量に関する調査試験を行うものである。

(5) 履行期間（個別契約）

契約締結日の翌日から令和 8 年 10 月 31 日まで

2. 競争参加資格

本業務の競争に参加するためには、契約責任者が本業務に係る競争参加資格確認を行った結果、資格を有すると認められた者とする。ただし、下記(1)に該当する参加者は競争参加不適格者とみなす。

(1) 競争参加不適格者

- 1 特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- 2 次の各号の一に該当すると認められる者については、その事実があった後 2 年間競争への参加を認めない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり社員の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - 六 会社に提出した書類に虚偽の記載をした者
 - 七 その他会社に着しい損害を与えた者
 - 八 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- 3 前項の規定に該当する者を入札又は見積りの代理人として使用する者について、競争への参加を認めない。
- 4 次の各号の一に該当すると認められる者については、競争への参加を認めない。
 - 一 経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - 二 市場競争を実質的に制限する行為があると認められる者
- (2)「中日本高速道路株式会社 令和 7・8 年度調査等競争参加資格審査」において、「環境調査」に認定されていること。
- (3)会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4)参加表明書の提出期限最終日から見積合わせの日までの期間に、中日本高速道路株式会社の資格登録停止措置、「地域 2」で競争参加資格停止を受けていないこと。
- (5)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、公共建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6)企業に必要とされる同種又は類似業務の実績
当該業務に参加を希望する企業は、平成 27 年度以降に完了した下記に示す同種又は類似業務の実績を 1 件以上有さなければならない。なお複数の実績を有していた場合、最も評価の高い実績を評価する。
同種業務：国土交通省、環境省、林野庁、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び株式会社高速道路総合技術研究所（以下「NEXCO 等」という。）が発注する調査検討等業務において、二酸化炭素の固定や吸収にかかる検討等を実施
類似業務：NEXCO 等が発注する脱炭素（カーボンニュートラル）にかかる検討等を実施
- (7)配置予定技術者に対する要件
 - ①配置予定管理技術者に必要とされる技術者資格
配置予定管理技術者は、下記(i)～(iii)のいずれかの資格保有者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。
 - (i) 技術士〔総合技術管理部門（建設-建設環境）又は（環境-自然環境保全）又は（環境-環境保全計画）〕
ただし、平成 13 年度以降の試験合格者の場合においては技術的業務の実務経験を 7 年以上有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者。
 - (ii) 技術士〔建設部門（建設環境）〕又は〔環境部門（自然環境保全又は環境保全計画）〕
ただし、平成 13 年度以降の試験合格者の場合においては技術的業務の実務経験を 7 年以上有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者。
 - (iii) RCCM〔建設環境〕
 - ②配置予定担当技術者の評価の対象となる資格
配置予定担当技術者が下記(i)～(iii)の資格を保有している場合には優位に評価する。
 - (i) 技術士〔総合技術管理部門（建設-建設環境）又は（環境-自然環境保全）又は（環境-環境保全計画）〕
ただし、平成 13 年度以降の試験合格者の場合においては技術的業務の実務経験を 7 年以上有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者。
 - (ii) 技術士〔建設部門（建設環境）〕又は〔環境部門（自然環境保全又は環境保全計画）〕
ただし、平成 13 年度以降の試験合格者の場合においては技術的業務の実務経験を 7 年以上有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者。
 - (iii) RCCM〔建設環境〕
 - ③配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

平成 27 年度以降に完了した下記に示す同種又は類似業務のうち 1 件以上の実績を有さなければならない。なお複数の実績を有していた場合、最も評価の高い実績を評価する。

また、配置予定担当技術者においては必ずしも必要とはしないが、実績がある場合には優位に評価する。

同種業務：NEXCO 等が発注する調査検討等業務において、二酸化炭素の固定や吸収にかかる検討等を実施

類似業務：NEXCO 等が発注する脱炭素（カーボンニュートラル）にかかる検討等を実施

④手持ち業務量

令和 7 年 9 月 29 日時点の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む）

管理技術者：契約金額（税込）が 500 万円以上の業務の契約金額の合計が 4 億円未満かつ件数が 10 件未満である者でなければならない。（管理技術者又は担当技術者として実施している全てを記載する。）

3. 入札手続等

(1) 担当部署

株式会社高速道路総合技術研究所 総務経理部 総務課

（住 所）〒194-8508 東京都町田市忠生 1-4-1

（電話番号）042-791-1699

（FAX 番号）042-791-3717

（E-mail）keiyaku@ri-nexco.co.jp

(2) 契約図書の配布期間、場所及び方法

①配布期間：入札公告の日から令和7年10月27日（月）まで。

②配布場所：上記(1)に同じ。

③配布方法：郵送配布する。

配布希望者は3(1)記載のメールアドレス宛に下記a～eの情報を送信し、競争参加申請書等の配布希望がある旨連絡すること。

a. 配布を希望する件名

（令和7年度 高速道路緑地のCO2固定量評価に関する調査試験）

b. 送付先 郵便番号及び住所

c. 送付先 会社名

d. 送付先 部署名及び担当者名

e. 上記dに記載の担当者の連絡先情報（電話番号等）

④配布物：参加表明書様式、技術提案書様式、契約書および設計図書

(3) 入札公告等に関する質問の受付期間、場所及び方法

質問は書面（様式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、社印を押印すること。郵送（簡易書留または信書便に限る。）、電送、電子メールのいずれの方法でも可能とするが、電送、電子メールの場合は後日原本を提出すること。

①受付期間：入札公告の日から令和7年10月9日（木）まで。

②提出場所：上記(1)に同じ。

③回答方法：質問を受理した日から7日間（休日を含まない）以内に質問者に対して電子メールにより通知するとともに、質問および回答を発注図書等の受領者に電子メールにより通知する。

(4) 参加表明書の提出期間、場所及び方法

本業務に参加を希望する企業は、下記に示す事項に留意し参加表明書を作成し提出すること。

① 提出期間：入札公告の日から令和 7 年 10 月 27 日（月）まで。

② 提出場所：上記(1)に同じ。

③提出方法：提出部数は2部とし、郵送（書留郵便または信書便に限る。）すること。

④参加表明書の作成及び記載上の留意事項

参加表明書の様式は、参加表明書様式1～5に示すとおりとし、A4判とする。また、文字サイズは10ポイント以上とする。

1) 企業の業務実績（参加表明書様式-2）

平成27年度以降に完了した業務で、企業が過去に請負った主な業務について記載する。なお、記載する業務は、2(6)企業に必要とされる同種又は類似業務とし、同種業務を優先に1件記載するものとする。

2) 業務実施体制（参加表明書様式-3）

他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を下請負、委任又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、下請負先、委任先、協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載するものとする。

ただし、業務の主たる部分を下請負又は委任してはならない。なお、「主たる部分」とは調査等共通仕様書（中日本高速道路株式会社、令和7年7月）1-19-1に示す部分をいう。

3) 配置予定管理技術者及び配置予定担当技術者の経歴等（参加表明書様式-4）

配置予定管理技術者及び配置予定担当技術者の経歴等を1名あたり1枚以内に記載する。なお、手持ち業務は、令和7年9月29日現在、国内外を問わず全てのものを記載する。また、プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。

4) 配置予定管理技術者及び配置予定担当技術者の業務実績（参加表明書様式-5）

平成27年度以降に完了した業務で、配置予定管理技術者及び配置予定担当技術者が過去に従事した主な業務について、1名あたり1枚以内に記載する。なお、記載する業務は2(7)③に必要とされる同種又は類似業務とし、同種業務を優先に1件記載するものとする。また、参加表明書の提出者以外が契約した業務実績を記載する場合は、当該業務を契約した企業名等を記載すること。

⑤契約書類の写し

参加表明書様式-2及び5の同種又は類似業務の実績として記載した業務内容を把握できる契約書類の写しを提出すること。ただし、当該業務を一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に登録している場合は、業務カルテ（TECRIS）の写しを提出すること。なお、契約書類の写し、TECRIS等で業務内容が確認出来ない場合は、別途確認できる資料を提出すること。

⑥配置予定管理技術者の資格の写し

2(7)①で求めている技術者資格保有が把握できる資格等の写しを提出すること。

(5) 技術提案書の提出者の選定者数

技術提案書の提出者は3者を選定する。ただし、同評価の提出者が3者を越えて存在する場合にはこの限りではない。なお、技術提案書の提出者として選定した者には、選定通知書をもって通知する。また、選定するための基準は4の技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準によるものとする。

(6) 技術提案書の提出期間、場所及び方法

技術提案書の提出者として選定された者は、下記に示す事項に留意し技術提案書を作成し提出すること。

①提出期間：令和7年11月25日（火）まで。

②提出場所：上記(1)に同じ。

③提出方法：提出部数は5部とし、郵送（簡易書留または信書便に限る。）すること。

④技術提案書の作成及び記載上の留意事項

技術提案書の様式は、技術提案書様式 1～3 に示すとおりとし、A4 判とする。また、文字サイズは 10 ポイント以上とする。

なお、技術提案書は当該業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本公告において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

1) 業務への取組姿勢等（技術提案書様式-2）

業務への取組姿勢等を問うために、以下のテーマについて 3 ページ以内で記載する。

なお、取組姿勢等については、ヒアリングを実施して評価する。

① 樹林 1 か所当たりのバイオマス量及び CO2 固定量を高精度に推定する具体的手法について

② ①をもとに、全国的高速道路樹林の CO2 固定量を効率的に推定する手法について

③ フロー図による業務全体の実施手順

2) その他（技術提案書様式-3）

特記仕様書（案）などに示される業務内容に対する代替案又は新規提案があれば記載する。

3) 参考見積（金抜設計書に基づく）

本業務に係る参考見積を金抜設計書に基づき、総額と見積内訳を提出すること。また、参考見積は、積算の際の参考及び技術提案書を特定するための評価項目として用いる。

なお、本業務の参考業務規模は代替案又は新規提案を含め、21 百万円（消費税及び地方消費税相当額を含まず。）を超えた場合は特定しない。

* 上記各期間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時までとする。

* 提出期間後の追加及び差替は認めないため、提出の際は不足・齟齬がないよう十分確認の上、提出すること。

(7) 技術提案書に関するヒアリング

① 実施期間：令和 7 年 12 月 1 日（月）から 12 月 10 日（水）まで

② 実施日時：ヒアリングの詳細日時は協議の上、決定する。

③ 実施場所：株式会社高速道路総合技術研究所 緑化技術センター 会議室

④ 出席者：配置予定管理技術者

⑤ ヒアリングでは参加表明書及び技術提案書に記載された以下の事項について質疑応答を行う。

1) 配置予定管理技術者の経歴について

2) 配置予定管理技術者の業務実績について

3) 業務への取組姿勢等（出題テーマへの理解度、業務への取組姿勢）について

⑥ 配置予定管理技術者が出席できず、ヒアリングを行わなかった場合に、技術提案書に記載された内容が確認できなかった事項は評価しない。

⑦ ヒアリング時の追加資料は受理しない。説明時に提出済みの資料以外のものを持ち込んで説明することは認めない。

(8) 見積者の特定

技術提案書及びヒアリングに基づき、特定された者に対しては、特定通知書をもって通知する。なお、特定するための基準は 5 の見積者を特定するための評価基準によるものとする。

4. 技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 技術提案書の提出者に要求される資格

2 に同じ。

(2) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者を選定するための基準は、次のとおりである。

評価項目	評価の着眼点		評価のウェイト
		判断基準	
企業の業務実績	平成 27 年度以降に完了した同種又は類似業務の業務実績	下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 なお、実績がない場合は選定しない。	10 6 —
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	下請負若しくは委任の内容に主たる部分がある。又は該当項目の記載がない場合は選定しない。	—
配置予定管理技術者の経験及び業務実施能力	技術者資格、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ①技術士〔総合技術管理部門（建設-建設環境）又は（環境-自然環境保全）又は（環境-環境保全計画）〕を有する者。 （平成 13 年度以降の試験合格者の場合には、技術的業務の実務経験を 7 年以上有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者。） ②技術士〔建設部門（建設環境）〕又は〔環境部門（自然環境保全又は環境保全計画）〕を有する者。（平成 13 年度以降の試験合格者の場合には、技術的業務の実務経験を 7 年以上有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者。） ③RCCM[建設環境]を有する者。 なお、上記以外の場合は選定しない。	10 8 6 —
	平成 27 年度以降に完了した同種又は類似業務の業務実績	下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 なお、実績がない場合は選定しない。	20 12 —
	手持ち業務金額及び件数（特定後未契約のものを含む）	契約金額（税込）が 500 万円以上の業務の契約金額の合計が 4 億円以上又は件数が 10 件以上の場合は選定しない。	—
	技術者資格、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ①技術士〔総合技術管理部門（建設-建設環境）又は（環境-自然環境保全）又は（環境-環境保全計画）〕を有する者。 （平成 13 年度以降の試験合格者の場合には、技術的業務の実務経験を 7 年以上有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者。） ②技術士〔建設部門（建設環境）〕又は〔環境部門（自然環境保全又は環境保全計画）〕を有する者。 （平成 13 年度以降の試験合格者の場合には、技術的業務の実務経験を 7 年以上有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者。） ③RCCM[建設環境]を有する者。 なお、上記以外の場合は加点しない。	5 4 3 0
配置予定担当技術者の経験及び業務実施能力	平成 27 年度以降に完了した同種又は類似業務の業務実績	下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 なお、実績がない場合は加点しない。	10 6 0

5. 見積者を特定するための評価基準

見積者を特定するための評価基準は、下記のとおりである。

評価項目	評価の着眼点	判断基準	評価のウェイト
業 務 へ の 取 組 姿 勢 等（配置予 定 管 理 技 術 者）	業務に関連する技術力	下記の順位で評価する。 ①相対的に非常に優れている。 ②相対的に優れている。 ③普通。 ④相対的にやや劣る。 ⑤相対的に劣る場合は特定しない。	10 8 6 4 —
	業務の内容に対する説明力	下記の順位で評価する。 ①相対的に非常に優れている。 ②相対的に優れている。 ③普通。 ④相対的にやや劣る。 ⑤相対的に劣る場合は特定しない。	10 8 6 4 —
	業務への取組姿勢	下記の順位で評価する。 ①相対的に非常に優れている。 ②相対的に優れている。 ③普通。 ④相対的にやや劣る。 ⑤相対的に劣る場合は特定しない。	10 8 6 4 —
テ ー マ に 対 す る 記 述	的確性	下記の順位で評価する。 ①すべての項目について明確な記述がある。 ②すべての項目について記述があるが、テーマ①の内容が曖昧な記述である。 ③すべての項目について記述があるが、テーマ②の内容が曖昧な記述である。 ④テーマ①、②のいずれかの項目の記述がない場合は特定しない。	10 6 4 —
	実現性	下記の順位で評価する。 ①フロー図に業務全体の流れが遺漏なく示されている。 ②フロー図に業務の流れが示されているが、一部漏れがある。 ③フロー図の記述がない場合は特定しない。	10 4 —
その他	特記仕様書（案）などに示される業務内容に対する代替案又は新規提案	下記の順位で評価する。 ①代替案または新規提案が具体的で有用である。 ②代替案または新規提案の記載がある。 ③代替案または新規提案の記載がない。	10 6 0
参考見積	提案内容と見積内容の整合性	参考業務規模（21 百万円（消費税及び地方消費税相当額を含まず。））を超えた場合は特定しない。	—

6. （非）選定理由及び（非）特定理由に関する事項

（1）（非）選定理由について

①参加表明書を提出した者に対する技術提案書の提出者としての選定結果については、書面をもって通知する。

②上記①のうち非選定通知書を受けた者は、同回答を受取った日から7日以内（休日を含まない。）に、書面（様式は自由）により、代表取締役社長に対して非選定理由について説明を求めることができる。

③上記②の回答は、説明を求めることができる最終日から起算して5日以内（休日を含まない。）に書面で行う。

④非選定理由の説明請求書の受付場所及び方法

1)受付場所：3(1)に同じ。

2)受付方法：質問は書面（A4判たて、様式自由、代表者名（契約者になりうる者）の名前および押印があるもの）により、郵送（簡易書留または信書便に限る。）により、毎日午前10時から午後4時まで（休日を含まない。）受け付けるものとし、電送・電話による受付は行わない。

⑤苦情申立てに関する事項

上記(1)③の回答に不服がある場合は、同回答を受取った日から7日以内（休日を含まない。）に、書面により、代表取締役社長に対して苦情を申し立てることができる。

(2)（非）特定理由について

①技術提案書を提出した者に対する見積者の特定結果については、書面をもって通知する。

②上記①のうち非特定通知書を受けた者は、同回答を受取った日から7日以内（休日を含まない。）に、書面（様式は自由）により、代表取締役社長に対して非特定理由について説明を求めることができる。

③上記②の回答は、説明を求めることができる最終日から起算して5日以内（休日を含まない。）に書面で行う。

④非特定理由の説明請求書の受付場所及び方法

1)受付場所：3(1)に同じ。

2)受付方法：質問は書面（A4判たて、様式自由、代表者名（契約者になりうる者）の名前および押印があるもの）により、郵送（簡易書留または信書便に限る。）により、毎日午前10時から午後4時まで（休日を含まない。）受け付けるものとし、電送・電話による受付は行わない。

⑤苦情申立てに関する事項

上記(2)③の回答に不服がある場合は、同回答を受取った日から7日以内（休日を含まない。）に、書面により、代表取締役社長に対して苦情を申し立てることができる。

7. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証 必要

(3) 支払条件 前金払・部分払ともに無

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)に同じ。

(6) 2(2)に掲げる調査等競争参加資格審査の認定を受けていない者も3(4)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合、技術提案書の提出時まで当該資格の認定を受けていなければならない。

(7) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリング等の手続に要する費用は、提出者の負担とする。

(8) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、競争への参加を認めない。

(9) 2(6)の同種又は類似業務の経験については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の経験をもって判断するものとする。

- (10) 外国における技術者資格をもって申請する場合には、別途、建設コンサルタント業務に関する国土交通大臣認定を受けた者のみを認めるものとする。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該申請者が選定を受けるためには選定通知日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。
- (11) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。また、提出された技術提案書は提出者に無断で使用しない。なお、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (12) 受領期限以降における参加表明書及び技術提案書の差替え及び再提出は認めない。また、参加表明書に記載された配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (13) 見積者の特定後に、技術内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

以 上